別紙１－１

建設工事成績報告書（土木）

工 事 名		請負代金額	円	発注課所名	
工事場所		工期	から	完成年月日	
受注者名			まで	完成検査年月日	

考査項目		担当監督員職氏名					総括監督員職氏名							検査員（中間）職氏名							検査員（中間）職氏名							検査員（完成）職氏名						
		印					印							印							印							印						
考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	＋1.0	＋0.5	0	－5.0	-10.0																												
	Ⅱ．配置技術者	＋3.0	＋1.5	0	－5.0	-10.0																												
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	＋4.0	＋2.0	0	－5.0	-10.0								＋5.0		＋2.5		0	－7.5	-15.0	＋5.0		＋2.5		0	－7.5	-15.0	＋5.0		＋2.5		0	－7.5	-15.0
	Ⅱ．工程管理	＋4.0	＋2.0	0	－5.0	-10.0	＋2.0	＋1.5	＋1.0	＋0.5	0	－7.5	-15.0																					
	Ⅲ．安全対策	＋5.0	＋2.5	0	－5.0	-10.0	＋3.0	＋2.0	＋1.5	＋1.0	0	－7.5	-15.0																					
	Ⅳ．対外関係	＋2.0	＋1.0	0	－2.5	－5.0																												
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	＋4.0	＋2.0	0	－2.5	－5.0								+10.0	＋7.5	＋5.0	＋2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	＋7.5	＋5.0	＋2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	＋7.5	＋5.0	＋2.5	0	-10.0	-20.0
	Ⅱ．品　質	＋5.0	＋2.5	0	－2.5	－5.0								+15.0	+12.0	＋7.5	＋4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	＋7.5	＋4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	＋7.5	＋4.0	0	-12.5	-25.0
	Ⅲ．出来ばえ													＋5.0		＋2.5		0	－5.0		＋5.0		＋2.5		0	－5.0		＋5.0		＋2.5		0	－5.0	
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応　※2						+20.0 ～ 0																											
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫　※3	＋7.0 ～ 0																																
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等						+10.0	＋7.5	＋5.0	＋2.5	0																							
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点					点							点							点							点						
評定点（65点±加減点合計）　※1		①　　点					②　　点							③　　点							③　　点							④　　点						

評 定 点 計	中間検査があった場合：（①　　点×0.4 ＋ ②　　点×0.2 ＋ ③　　点×0.2 ＋ ④　　点×0.2 ）＝　　点 ※但し、③は中間検査が２回以上の場合は平均値（少数第三位を四捨五入して表示している。） 中間検査がなかった場合：（①　　点×0.4 ＋ ②　　点×0.2 ＋ ④　　点×0.4 ）　＝　　点
7．法令遵守等　※7	－　　点
評定点合計　※8	評定点計　　点 － 法令遵守等　＝　　点
8．総合評価 技術提案　技術提案履行確認　※9	履行 ・ 不履行 ・ 対象外
所　　見　※5	（担当監督員） （総括監督員） （検査員）

※１　６５点 ＋ １．～３．の評定（加減点合計） ＋ ４．～６．の評定（加点合計） ＝ 評定点
　　各評定点（①～④）は小数第二位を四捨五入して表示している。
※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、困難な作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
※３　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※４　４．、５．、６．は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※５　所見は必ず記載する。
※６　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、担当監督員、総括監督員が行う。
※７　法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
※８　評定点合計は、小数第一位を四捨五入して整数としている。
※９　総合評価技術提案については、技術提案技術資料の内容の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※１０ 埼玉県工事成績評定管理システムを利用する場合は、担当監督員・総括監督員・検査員の押印を省略することができる。

別紙１－２

細目別評定点採点表

考査項目	細　別	①担当監督員	②総括監督員	③検査員（中間）	③検査員（中間）	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	(1.0)×0.4+2.9= 3.3点					3.30点 3.3点	3.3%
	Ⅱ．配置技術者	(3.0)×0.4+2.9= 4.1点					4.10点 4.1点	4.1%
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	(4.0)×0.4+2.9= 4.5点		(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	13.00点 13.0点	13.0%
	Ⅱ．工程管理	(4.0)×0.4+2.9= 4.5点	(2.0)×0.2+3.2= 3.6点				8.10点 8.1点	8.1%
	Ⅲ．安全対策	(5.0)×0.4+2.9= 4.9点	(3.0)×0.2+3.3= 3.9点				8.80点 8.8点	8.8%
	Ⅳ．対外関係	(2.0)×0.4+2.9= 3.7点					3.70点 3.7点	3.7%
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	(4.0)×0.4+2.8= 4.4点		(10.0)×0.4+6.5= 10.5点	(10.0)×0.4+6.5= 10.5点	(10.0)×0.4+6.5= 10.5点	14.90点 14.9点	14.9%
	Ⅱ．品質	(5.0)×0.4+2.9= 4.9点		(15.0)×0.4+6.5= 12.5点	(15.0)×0.4+6.5= 12.5点	(15.0)×0.4+6.5= 12.5点	17.40点 17.4点	17.4%
	Ⅲ．出来ばえ			(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	8.50点 8.5点	8.5%
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		(20.0)×0.2+3.3= 7.3点				7.30点 7.3点	7.3%
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	(7.0)×0.4+2.9= 5.7点					5.70点 5.7点	5.7%
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		(10.0)×0.2+3.2= 5.2点				5.20点 5.2点	5.2%
７．法令遵守等			(0.0)×1.0= 0.0点					
						評定点合計	100.00点 100点	

８．総合評価技術提案	技術提案履行確認		履行　不履行　対象外			

※　中間検査があった場合　　（①＋②＋③×0.5＋④×0.5）＝細目別評定点（中間検査が２回以上の場合は③を平均する）
※　中間検査がなかった場合　　（①＋②＋④）＝細目別評定点
※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。なお、端数処理の都合上、百分率の合計が100%にならない場合がある。
※　総合評価技術提案については、技術提案技術資料の内容の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

別紙１－⑩

考査項目別運用表

（担当監督員）

考査項目	細別	工　夫　事　項
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。（書類の出来栄え等、書類自体の工夫は評価の対象としない） ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は２点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。 （落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ＩＣＴ活用工事において、いずれかの取組を行った。 ☐ 【発注者指定型】全ての段階においてＩＣＴを活用した。 ※本項目は２点の加点とする。 ☐ 【受注者希望型】全ての段階においてＩＣＴを活用した。 ※本項目は２点の加点とする。 ☐ 【受注者希望型】３次元設計データ作成、３次元出来形管理等の施工管理及び３次元データの納品の全ての段階においてＩＣＴを活用した。※本項目は１点の加点とする。 週休２日制モデル工事に取組み、いずれかの現場閉所を達成した。 ☐ 【発注者指定型】４週８休（閉所率２８．５％）以上 ※本項目は２点の加点とする。 ☐ 【受注者希望型】４週８休（閉所率２８．５％）以上 ※本項目は２点の加点とする。 ☐ 【受注者希望型】４週７休（閉所率２５．０％）以上 ※本項目は１点の加点とする。 ☐ 【受注者希望型】４週６休（閉所率２１．４％）以上 ※本項目は０．５点の加点とする。 ☐ その他 ＿＿＿＿＿＿ 理由：＿＿＿＿＿＿ ☐ その他 ＿＿＿＿＿＿ 理由：＿＿＿＿＿＿ ☐ その他 ＿＿＿＿＿＿ 理由：＿＿＿＿＿＿ ☐ その他 ＿＿＿＿＿＿ 理由：＿＿＿＿＿＿ ☐ その他 ＿＿＿＿＿＿ 理由：＿＿＿＿＿＿ ☐ その他 ＿＿＿＿＿＿ 理由：＿＿＿＿＿＿ ☐ その他 ＿＿＿＿＿＿ 理由：＿＿＿＿＿＿
	評　価	評　点：＿＿＿＿＿点

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価するものであり、最大７点とする。
※２．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※３．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別紙２－④

考査項目別運用表

（総括監督員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
７．法令遵守等	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。

措置内容	点数
□ 1.入札参加停止３ヶ月以上	－ 20 点
□ 2.入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－ 15 点
□ 3.入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－ 13 点
□ 4.入札参加停止２週間以上１ヶ月未満	－ 10 点
□ 5.文書注意	－ 8 点
□ 6.口頭注意	－ 5 点
□ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3 点
□ 8.総合評価方式における技術提案技術資料の内容の履行状況 □ 履行　□ 不履行	－ 点
□ 9.項目該当なし	

① 本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④ 総合評価方式における技術提案技術資料の内容が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．で減点措置を行う。
※不履行となった評価項目が１つの場合は５点減点、２つ以上の場合は１０点減点とする。

【上記で評価する場合の適応事例】

1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4.廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15.施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったがこれに従わなかった。
16.工事関係車輌及び建設機械等で不正軽油を使用している事実が判明した。